

121

59

別
冊

通信、暗號、情報、氣象等之圖及事項

一。地上通信

陸海軍間ノ通信ハ相互ニ所在通信機關（部隊）ノ通信設備ニ
 依リテ實現スルニシテ陸海軍部隊内ノ通信網絡ハ夫々各國有ノ通信機
 關通信方式及暗號ニ依リテモトス

2 陸海軍相互間ノ電報ハ兵士レハ協同作戰暗號書ニ依リ

テ陸海軍共用航空基地ニ於テハ通信ノ施設ニ方ヨリテハ互ニ他軍

ヲ援助スルモノトス

但シ首級基地ノ主管スル部隊指揮官ノ統制ニ從フモノトス

3 同一地ニ在ル陸海軍通信機關（部隊）ハ相互ニ緊密ナル連絡

ヲ保持シ且陸海軍各々通信實施ニ關シ相互積極的ニ援助スル

モノトス

ニ 空中相互及空地通信

陸海軍ヲ通スル電報取扱ノ順位ハ別紙第一ニ示ス

關係陸海軍部隊相互間ニ於テハ哨戒報告、戰果報告等ノ相互受ノ爲所要ニ應シ必要ノ規定(程)暗號等ヲ相互ニ交換スル

モノトス

又所要ニ應シ關係部隊相互間ニ於テ協定シ共通ノ暗號(暗語)ヲ定ムルコトヲ得

三 航空保安

陸海軍飛行部隊ノ航空保安通信ハ夫々各固有ノ保安機關及通信方式ニ準ルヲ本則トスルモ陸海軍指揮機關ノ上相互ニ積極的ニ援助スルモノトス

四 味方識別及信號

味方識別ノ爲ニハ航空管制ニ關スル陸海軍中央協定（昭和十九年十月六日）ニ據ルモ關係指揮官相互飛行通報ノ勵行ヲ特ニ確實ナラシムルモノトス
離著陸ニ伴ヒ飛行機搭載者ト地上勤務員トノ間ニ使用スヘキ信號別紙第二ノ如シ

五 情報

情報ハ陸海軍相互間ニ於テ誤ラ失セズ迅速ニ通報スルモノトス
之カ爲目視（見張）及電波警戒機（電波探信機）ヨリ得タル情報ノ報告通報及一般情報ノ放送要領ヲ關係陸海軍中央協定

ニ於テ連絡シ所要ノ規定（程）及暗號等ヲ交換スルモノトス

所要ニ應ジ相互協定ノ上通信機關ヲ他軍警戒場所ニ設置スルコトヲ待

電波警戒機（電波探信機）ノ配置ハ關係陸海軍部隊間ニ於テ豫メ連絡シ其ノ運用ハ綜合成果ノ最大獲得ニ努ムル如ク協定スルモノトス

又特種情報及通信諜報ハ特ニ陸海軍緊密ニ連絡シ圖リ情報成果ノ完璧ヲ期スルモノトス

六 氣象

大東亞戰爭中氣象業務ニ關スル陸海軍中央協定（昭和十九年九月二十七日）ニ據ル

63

陸海軍電報取扱順位表

備考	順位	
	陸軍	海軍
昭和十九年九月十一日参密第四九九號ニ據ル	一	作戦特別緊急電報
	二	作戦緊急電報 保安緊急電報
	三	緊急電報
	四	至急電報
	五	普通電報
	六	閑送電報

64

ス對ニ上地リヨ機空在 號記ル		號記ルス對ニ機空在							上地ト者乗搭機行飛 間ノト者務勤		區分
著陸場ノ照明ヲ乞フ	故障アリ不時著陸セ ントス	附近ニ敵機アリ	豫備飛行場(所定ノ 飛行場)著陸セヨ	著陸待テ	注意シテ著陸セヨ	全機著陸セヨ	著陸良シ	右旋回	發動機ヲ停止セヨ	飛行機比位置ニ來レ ノ高ク上テ	意
		赤旗揚揚 燈 通 併用	≡	X	≡	≡	T	T	兩機(白旗及赤旗) ノ致同交又ス	兩機(白旗及赤旗) ノ高ク上テ	味 管又ハ旗(布板)記號
一ノノ連続	翼ヲ左右ニ振ル 翼燈ヲ連續短點滅ス				簡易照明ニ依ル離著陸ニ在リテハ 自動車ノ前照燈等ヲ點滅シタル後 之ヲ點燈ス		著陸場照明機(探照燈)ヲ使用ス ル場合ニ於テハ之ヲ點燈ス		白色燈ヲ左右ニ振ル	白色燈ヲ圓形ニ廻ハス	燈 火 其ノ他ノ記號

離著陸ニ伴ヒ飛行機搭乗者ト地上勤務員トノ間ニ使用スヘキ信號表ノ